皇室事項

行啓

皇后陛下は、四月二十八日午前十時二十五分御出門「島多代の本棚から―絵本は子どもたちへの伝言―」を御覧のため、教文館（中央区）へ行啓、同十一時二十一分還啓になつた。

御答信

天皇陛下から三月十一日チリ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、四月十日御答信があつた。

天皇陛下から三月三十一日オーストラリア国総督閣下へ発せられた御祝電に対し、四月十七日御答信があつた。

官庁報告

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、広島労働局の関係事業主を代表する者林照一の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 26 年５月２日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、広島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成26年５月16日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　広島労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

国家試験

平成 26 年度獣医師国家試験予備試験（公告）

獣医師法（昭和24年法律第186号）第16条第２項の規定に基づき、獣医事審議会が同法第11条の規定に基づいて行う平成26年度獣医師国家試験予備試験に関し、次のように公告する。

平成 26 年５月２日

農林水産大臣　林　　芳正

1　試験の種類等

⑴　試験の種類

試験は、学説に関する試験及び実地に関する試験に分けて行う。

⑵　試験の科目

学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも獣医学全般について出題する。なお、具体的な出題対象範囲は、獣医師国家試験出題基準（平成21年３月獣医事審議会決定）による。

⑶　試験の出題数

学説に関する試験は90問、実地に関する試験は60問とし、合計で150問とする。

⑷　試験の方法

学説に関する試験及び実地に関する試験のいずれも筆答による多肢選択方式による。

2　試験の日時

試験の種類	試　験　日	試 験 時 間
学説に関する試験	平成26年８月29日（金曜日）	10:00～12:15
実地に関する試験		13:30～15:30

3　試験の場所

東京都千代田区霞が関１丁目２番１号

農林水産省内（場所の詳細については、受験票の交付に併せて通知する。）

4　受験資格

外国の獣医学校を卒業し、又は外国で獣医師の免許を得た者（獣医師法第12条第１項第２号に該当する者を除く。）であって、獣医事審議会が適当と認定した者

5　受験手続

⑴　提出書類等

ア　受験願書

別記様式により作成すること。

イ　写真

出願前６か月以内に撮影した正面、無帽、無背景、上半身で、縦35ミリメートル、横35ミリメートルの写真（裏面には氏名を記入すること。）を２枚用意し、１枚を受験願書の所定位置に貼り付け、他の１枚を受験票用として同封すること。

ウ　獣医師国家試験予備試験受験資格の認定書の写し

エ　返信用封筒

市販の長型３号の封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を使用し、表面に、受験票の送付先の郵便番号及び宛先を記載すること（返信用切手は不要）。

⑵　受験手数料

ア　受験手数料は、30,500円とする。

イ　受験手数料の納付は、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼り付けることにより行うこと。この場合、収入印紙は、消印しないこと。

ウ　受験願書等を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑶　受験願書等の受付期間及び提出場所

ア　受験願書等の受付期間は、平成26年７月７日（月曜日）から同年７月18日（金曜日）までとする。

イ　受験願書等の提出場所は、東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局とする。

ウ　受験願書等をイの提出場所に持参する場合における受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）の毎日午前９時30分から午後６時までとする。

エ　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第２項に規定する信書便により受験願書等をイの受付場所に提出する場合は、封筒の表面に「獣医師国家試験予備試験受験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便等その引受け及び配達が記録される方法により、郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号　農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課内獣医事審議会事務局宛てに送付すること。この場合においては、平成26年７月18日（金曜日）までの通信日付印のあるものに限り、受け付ける。

⑷　受験票の交付

受験票は、平成26年８月１日（金曜日）までに送付する。送付されなかった場合は、獣医事審議会事務局（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課、電話番号03―3502―8111（代表）内線4530）まで連絡されたい。

6　合格者の発表

試験の合格者は、平成26年９月26日（金曜日）午前10時に農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/index.html）にその受験番号を掲示して発表する。

7　その他

やむを得ない事由が生じたときは、試験の場所若しくは期日を変更し、又は試験を中止することがある。その場合は、その旨を公示し、又は通知する。